

国立大学法人京都大学会計職務権限規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (職務権限の委譲) 第 3 条 総長及び財務を担当する理事（以下、「財務担当理事」という。）は、別に定めるもののほか、別表に定めるところにより会計に関する職務権限及び責任を下位の職位者に委譲することができる。ただし、委譲することによって結果に対する全般的責任を免れない。</p> <p>2 経理責任者及び出納責任者並びに監督職員及び検査職員は、特に定めがある場合を除いて、兼ねることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(職務権限の委譲) 第 3 条 } } (同 左) } 2 <u>国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第 5 8 条の定めにより法人カードを利用して購入等を行う者は、当該部局経理責任者の発注権限を委譲されたものとする。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。</p>